

トランポリン・シャトル審判員認定講習会 開催要項 マニュアル

- 【目的】** トランポリン・シャトル競技大会の正確で公平かつ円滑なる審判業務を遂行するため、公益財団法人日本体操協会認定のトランポリン・シャトル競技審判員を養成することを目的とする。
- 【主 催】** 公益財団法人日本体操協会
- 【主 管】** 都道府県体操協会のトランポリン部署
- 【開催期日】** 主管団体により決定（開催可能期間：当年4月～翌年3月）
 ※但し、当年7月～翌年3月の開催は次年度の登録になるため、検定試験合格後から資格登録が完了するまでは審判員の活動はできません。
 ※5時間の講義を1日で開催できる日程としてください。
- 【開催会場】** 主管団体により決定
- 【受講資格者】** シャトル競技の経験を有し、受講年12月31日までに20歳以上及びトランポリン段階練習表30番までの実技能力がある者
- 【講義内容及び時間割】** 5時間
- | 講 義 内 容 | | 講義時間 |
|---------|-------------|------|
| 1 | トランポリン概論 | 20分 |
| 2 | ルール解説 | 120分 |
| 3 | 実 技 | 100分 |
| 4 | 検定試験（実技・筆記） | 60分 |
| | 合計 | 5時間 |
- 【講 師】** 日本体操協会トランポリン委員会シャトル競技部が公認審判員養成講師を派遣する。
- 【受講者費用】** 受講料：5,000円（当日徴収、あるいは主管団体の指定する口座への事前振込は主管団体に委ねます）
 教本：1,500円（税込・送料込）
 『公認トランポリン・シャトル競技審判員資格認定講習会教本』
 ※受講者が事前に日本体操協会より購入。なお、教本到着まで10日程かかるため、余裕をもってお申込みください。
 購入方法 https://www.jpn-gym.or.jp/sales/order_method/
- 【受講申込方法等】** 主管団体に委ねます
- 【合格者のシャトル審判員登録】**
 合格者本人が毎年度、所定の申請手続きのうえ登録してください。詳細は「トランポリン競技審判員・シャトル審判員登録手順」を参照ください。
 ※登録が完了するまでは審判活動はできませんのでご注意ください。
 ※シャトル審判員養成講習会の開催が4月～6月の場合は当年度登録となります。7月～翌年3月開催の場合は次年度新規登録となります。
- 【主催者任務】**
- ①日本体操協会へ開催申請
 - ②日本体操協会トランポリン委員会シャトル競技部の承認後、開催準備・運営
 - ③開催終了後1週間以内に、日本体操協会への開催報告およびトランポリン審判本部への合格者名簿提出

【主催者任務 開催申請から報告まで】

1. 開催を希望する開催地の主管団体は、「開催申請書（ファイル1）」及び「開催要項案（ファイル2）」をEメールにて日本体操協会へ開催予定日1か月前までに提出する。
なお、開催担当者ならびに講師は、申請時点で日本体操協会の登録を完了していること。
2. 日本体操協会より開催承認のメールを受けたあと、公式に開催の準備を進める（受講者の募集、講師の手配など）
3. 主管団体は、講習会の開催中止を決めた場合、速やかに日本体操協会へEメールにて連絡する。
4. 主管団体は、責任をもって講習会を運営する（講習会での事故等に備えて保険加入等）。
5. 講習会終了後1週間以内に、「開催報告書（ファイル3）」および「合格者名簿（ファイル2）」を日本体操協会へEメールにて提出する。また、日本体操協会トランポリン審判本部へ「合格者名簿」をEメールにて提出する。

＜書類提出先＞ 公益財団法人日本体操協会 事務局 大原
ohara◆jpn-gym.or.jp
日本体操協会トランポリン審判本部
trampolinejudge◆yahoo.co.jp
(◆を@にしてお送りください)

【シャトル競技審判員認定講習会開催に伴う経費について】

1. 受講料は当日徴収、あるいは主管団体指定金融機関への事前振込とする。
尚、個人使用の口座は使用しないでください。
2. 受講料はすべて主管団体の収入とする。
3. 開催にかかる経費（受講修了書、体育館借料、講師日当・交通費、消耗品、保険料など）はすべて主管団体が負担する。
4. 講師日当については、講師一人5,000円/日とする。また交通費は実費を原則とする。
5. 本開催にかかる収支はすべて主管団体に委ねる。日本体操協会は関与しない。